

○競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について

昭和48年4月2日 局総第112号
各部長、各種委員会事務局長、
議会事務局長、各部局長、各
地方部局長あて 副出納長

〔沿革〕 昭和53年7月7日局総第343号、54年6月15日第298号、55年1月22日第78号、58年4月1日第158号、60年4月1日第132号、61年10月15日第591号、63年5月18日第99号、平成元年3月31日第166号、3年1月7日第520号、4年9月11日第460号、11月4日第559号、5年2月15日第743号、6年12月16日第513号、8年3月6日第691号、12月20日第638号、9年7月15日第316号、10年2月18日第740号、12月18日第665号、12年1月28日第574号、12月21日第598号、13年11月20日第538号、14年6月7日第200号、12月25日第577号、15年6月6日第186号、12月8日第10603号、16年5月11日第390号、12月17日第2151号、17年3月17日第2809号、4月1日第2909号、12月15日第1952号、18年3月31日第2624号、5月1日第234号、12月13日第1708号、19年3月27日第2331号、8月29日第1126号、20年3月31日第2521号、12月19日第1731号、21年3月18日第2268号、10月1日第1072号、22年3月31日第1975号、12月20日第1094号、23年4月22日第70号、5月31日第263号、24年3月30日第1942号、24年12月17日第1504号、26年10月31日局財指第285号、12月15日第338号、27年3月31日第458号、5月29日第93号、10月26日第293号、28年12月9日第296号、12月22日第310号、30年9月25日第276号、30年12月13日第365号、令和元年6月24日第150号、2年12月8日第421号 改正

道が発注する工事、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務について別添「競争入札参加資格関係事務取扱要領」のとおり定めたので、事務処理を適切に行ってください。

(総務課企画係)

競争入札参加資格関係事務取扱要領

第1 趣旨

道が発注する工事及び製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務処理については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 資格基準の設定

知事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、契約の種類ごとに資格を定めるものとする。

第3 知事があらかじめ定めた資格に係る審査等

1 資格審査の申請等

- (1) 知事は、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第143条第1項（財務規則第159条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）の申請に基づき、当該申請に係る資格の有無について審査するものとする。
- (2) 前号の申請者の申請は、競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により行わせるものとし、当該申請書には別表第1に掲げる書類を添付させるものとする。
- (3) 第1号の申請は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に関し、中欄に掲げる資格の種類ごとに、別に定める提出先に申請書類を提出することにより行わせるものとし、当該申請に係る資格の審査は、資格の種類ごとに、右欄に掲げる審査担当部長等が行うものとする。

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	審 査 担 当 部 長 等
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	建設部長
舗装工事の請負契約	舗装工事	
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	
建築工事の請負契約	建築工事	
電気工事の請負契約	電気工事	
管工事の請負契約	管工事	
塗装工事の請負契約	塗装工事	
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	
造園工事の請負契約	造園工事	
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	
地質調査の委託契約	地質調査	
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	
測量の委託契約	測量	
道路清掃の委託契約	道路清掃	農政部長
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産林務部長
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	
造林の請負契約	造林	
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	
物品の購入契約	物品の購入	出納局長
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	
印章の製造の請負契約	印章の製造	
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	総務部長
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	総合政策部長

- (4) 前号の資格の審査は、別に定める時期に定期又は随時の申請により行うものとする。
- (5) 定期の申請により行う資格の有効期間は年度を単位とし、3年度の範囲内で別に定めるものとする。
また、随時の申請により行う資格の有効期間は、資格を有することとした旨の決定の通知をした日から定期の申請により行う資格の有効期間の末日までとする。
- (6) 審査担当部長等は、第3号の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の記載事項及び添付書類を確認の上、これを受理するとともに、申請書の受理の結果（受付番号、申請書受付年月日及び申請者名）を書面に記録し、明らかにしておくものとする。
- (7) 第3号の規定に基づき部局が申請書の提出先とされた場合における当該部局長（財務規則第2条第4号に規定する部局長をいう。以下同じ。）は、申請書を受理したときは、速やかに、当該申請書を審査担当部長等に送付するものとする。

2 資格審査

審査担当部長等は、申請書を受理したとき又は申請書の提出先とされた部局長から申請書の送付を受けたときは、速やかに、当該申請につき別表第2の競争入札参加資格審査方法書に基づき当該申請者の資格を審査し、決定するものとする。この場合において、審査担当部長等は、当該申請の内容が一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格に関するものであるときは、別に定めるところにより、当該申請者の格付について併せて決定するものとする。

3 審査結果の通知等

- (1) 知事は、前項の規定による審査の結果について、速やかに、競争入札参加資格審査結果通知書（別記第10号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- (2) 知事は、前項の規定による資格の審査の結果、資格を有するものと決定した者（以下「資格者」という。）について競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成し、関係部長等（関係の部長等（財務規則第2条第1号に規定する部長等をいう。以下同じ。）、部局長及び地方部局長（財務規則第2条第5号に規定する地方部局長をいう。）をいう。以下同じ。）にその内容を周知するものとする。

なお、資格者名簿には、おおむね、次の事項を記載するものとする。

- ア 氏名（資格者が法人である場合は、その名称）
- イ 主たる営業所の所在地
- ウ 資格の種類及び必要に応じその内訳
- エ 前項の規定により格付をすべきこととしている資格については、その格付された等級
- オ その他必要と認める事項

- (3) 知事は、必要に応じ、前号の資格者名簿のほか、資格者の申請に係る事項について、関係部長等に周知するものとする。

4 資格の再審査

- (1) 知事は、資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格者又は資格者の事業又は営業を承継した者の申請に基づき、再審査の上、当該資格に関する事項を変更することができるものとする。

ア 資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転された場合

イ 資格者である共同企業体の構成員の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転された場合

ウ 資格者（一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格（以下「建設工事の資格」という。）を有する者に限る。）が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた場合

エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格者がその構成員（資格者である構成員に限る。）を変更した場合

オ 企業組合又は協業組合である資格者がその構成員を変更した場合

- (2) 前号の資格に関する事項の変更に係る申請は、競争入札参加資格変更審査申請書（別記第11号様式その1）により行わせるものとし、当該申請書には別表第3に掲げる書類を添付させるものとする。
- (3) 第1号の申請は、当該資格の審査担当部長等に申請書類を直接提出させることにより行わせるものとし、当該申請に係る資格の審査は、当該資格の審査担当部長等が行うものとする。
- (4) 知事は、第1号の規定による再審査の結果、資格に関する事項を変更したときは、資格者又は当該資格者の資格を承継しようとする者に対し、再審査の結果を競争入札参加資格変更審査結果通知書（別記第12

号様式)により、速やかに通知するものとする。

- (5) 知事は、第1号の規定により資格に関する事項を変更したときは、速やかに資格者名簿を整理するとともに、その旨を関係部長等に通知するものとする。
- (6) 第2項の規定は、資格の再審査の場合について準用する。

5 資格関係事項の変更

- (1) 審査担当部長等は、資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格者から、変更の届出をさせるものとする。
 - ア 資格者の名称又は商号に変更があったとき。
 - イ 資格者が法人の場合において、その代表者に変更があったとき。
 - ウ 資格者の住所又は電話番号に変更があったとき(本店及び道内の支店、営業所等に係るものに限る。)
 - エ 資格者の組織に変更があったとき。
 - オ 資格者の許可、登録等に関する事項に変更があったとき。
 - カ 建設工事の資格に係る資格者並びに土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃及び造林に係る資格者において、技術職員数に変更があったとき。
 - キ 庁舎等清掃、庁舎等警備、庁舎等消防設備保守点検及びボイラー等運転操作に係る資格者において、法令による免許等を有する道内勤務の技術者に変更があったとき。
- (2) 前号の変更の届出は、競争入札参加資格関係事項変更届(別記第11号様式その2)により行わせるものとし、当該変更届には、別表第3に掲げる書類を添付させるものとする。
- (3) 審査担当部長等は、第1号の変更の届出を受理したときは、速やかに資格者名簿を整理するとともに、その旨を関係部長等に通知するものとする。

6 電子情報処理組織による申請等

- (1) 第1項の資格審査の申請並びに第4項の資格の再審査に関する申請及び前項の資格関係事項に関する変更の届出については、これらの規定にかかわらず、審査担当部長等が別に定めるところにより電子情報処理組織(審査担当部長等の使用に係る電子計算機と申請者又は資格者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。
- (2) 前号の規定により行われた申請又は届出については、申請書、競争入札参加資格変更審査申請書又は競争入札参加資格関係事項変更届により行われたものとみなして、前各項の規定を適用する。

7 競争入札への参加排除及び資格の消滅

- (1) 参加排除
 - ア 資格者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため競争入札に参加させないこととする期間は、別記の競争入札参加排除基準によるものとする。
 - イ 知事は、資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別記の競争入札参加排除基準による参加排除の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加排除の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- (2) 資格の消滅
資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該資格者の資格は消滅するものとする。
 - ア 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、競争入札への参加を排除されたとき。
 - ウ 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等の取消しがあったとき。
 - エ 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき知事が定める資格要件を欠くこととなったとき。
- (3) 参加排除の該当者の報告等
 - ア 財務規則第186条の規定による政令第167条の4第2項の規定に該当すると認められる者についての報告は、競争入札参加排除該当者報告書(別記第16号様式。以下「報告書」という。)によるものとする。
 - イ 部長等(教育長及び警察本部長を含む。)は、アの報告書を受理したときは、速やかに、当該報告書を審査担当部長等に送付するものとする。
 - ウ 部長等(教育長及び警察本部長を含む。)は、当該部長等の所管(財務規則第204条の19及び第204条の20の規定に基づき依頼された公有財産の取得等の事務並びに第213条の2の規定に基づき依頼された物品の購入等の事務については、当該依頼を受けた総務部長、建設部長又は出納局長の所管とみなす。)に係る事項に関し、政令第167条の4第2項の規定に該当する者があると認めるときは、ア及びイの例によるものとする。
- (4) 参加排除の審査等

ア 審査担当部長等は、前号の規定により報告書を受領したときは、当該報告に係る事項につき、必要に応じその事実を調査確認等の上、当該報告書に意見を付して競争入札参加者審査委員会に送付するものとする。

イ 審査担当部長等は、アにより送付した事件につき、競争入札参加者審査委員会から審議結果の通知があったとき又は資格者が第2号ウ若しくはエに該当したときは、当該資格者の競争入札への参加の排除及び資格の消滅について知事の決定を受けるものとする。

ウ 審査担当部長等は、第2号ウ又はエの規定により資格者の資格が消滅したことにつき知事の決定があったときは、遅滞なく、その旨を競争入札参加者審査委員会に報告するものとする。

(5) 参加排除及び資格消滅の通知

ア 知事は、資格者の競争入札への参加の排除について決定したとき及び第2号の規定により資格者の資格が消滅したときは、その旨を次のとおり通知するものとする。

(ア) 第2号ア、ウ及びエに該当したとき

資格が消滅した資格者に対して、競争入札参加資格消滅通知書（別記第17号様式その2）により、資格消滅について通知するとともに、関係部長等に対して、競争入札参加資格消滅通知書（別記第18号様式）により、資格者の資格消滅について通知するものとする。

(イ) 第2号イに該当したとき

競争入札への参加を排除され、資格が消滅した資格者に対して、競争入札参加排除決定通知書（別記第17号様式その1）及び競争入札参加資格消滅通知書（別記第17号様式その2）により、参加排除及び資格消滅について通知するとともに、関係部長等に対して、競争入札参加資格消滅通知書（別記第18号様式）により、資格者の参加排除及び資格消滅について通知するものとする。

イ 第4項第5号の規定は、政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないことと決定した場合及び資格者の資格が消滅した場合について準用する。

(6) 参加排除及び資格消滅後における措置

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当し、第2号の規定に基づき資格が消滅した者を、当該消滅の理由となった事項が解消するまでの間にあっては、これを随意契約の相手方としてはならないものとする。

また、工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

イ 政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札に参加させない旨の決定を受け、第2号の規定に基づき資格が消滅した者を、当該決定において競争入札に参加させないこととした期間内にあっては、これを随意契約の相手方としてはならないものとする。

また、工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、当該決定の時点において現に履行中のものにあつては、この限りでない。

8 指名停止

(1) 知事は、資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が指名停止基準に該当したと認められるときは、当該資格者について、2年以内の期間を定めて、指名を停止することができる。

(2) 前号の指名停止基準及びその事務処理は、知事が別に定める。

9 内部協議

知事は、政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除しようとするとき及び前項第1号の規定により指名を停止しようとするときは、競争入札参加者審査委員会に審議させるものとする。ただし、特にその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

10 審査担当部長等が行う通知等の事務

第3項第2号及び第3号、第4項第5号並びに第7項第5号アに規定する通知等の事務については、審査担当部長等が行うものとする。

第4 契約ごとに定める資格に係る審査等

1 契約ごとに定める資格等

知事又は部局長は、第3第1項第3号の表に掲げる契約の種類以外の種類の契約について、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに財務規則第143条及び第159条の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定め、申請者の申請により当該契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が当該資格を有するかどうかを審査し、当該資格の審査の結果を当該申請者に通知することができる。

2 契約ごとに定める資格に関する公示

契約ごとに定める資格に関する公示は、一般競争入札の公告又は指名競争入札における指名通知以前のできるだけ早期に行うものとする。

3 資格審査の申請、資格の審査、審査結果の通知等

契約ごとに定める資格審査の申請、資格の審査、審査結果の通知等の取扱いについては、知事があらかじめ定めた資格に係る審査等の取扱いの例によるものとする。

第5 共同企業体の資格

審査担当部長等は、この要領に定めるもののほか、共同企業体の資格に関する事務の取扱いについて定めることができる。

第6 その他

1 要領の公表

部長等、部局長及び地方部局長は、この要領をそれぞれが管理するホームページに掲載し、又は閲覧場所を定めて閲覧に供することにより公表するものとする。

2 参加排除の公表

第3第7項第5号の規定により参加排除の通知を受けた関係部長等は、遅滞なく、前項の方法により当該参加排除に係る競争入札参加資格消滅通知書の写しを公表するものとする。この場合において、公表期間は、当該参加排除の期間とする。

3 特例

部長等及び部局長は、資格に関する事務につき、この要領の規定により難い特別の理由があるときは、あらかじめ出納局長と協議の上、これと異なる取扱いをすることができる。

別表第1

資格審査申請書の添付書類

- 1 物品の購入、印刷物の製造、印章の製造及び物品の賃貸借に関するもの
 - (1) 申請者が法人の場合は登記事項証明書の写し、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書の写し及び営業証明書の写し
 - (2) 申請者が個人の場合は、従業員名簿（別記第5号様式その1）
 - (3) 申請者が個人の場合で、第1号に掲げる営業証明書が発行されないとき又は発行された営業証明書に営業開始日が記載されていないときは、申請をしようとする年の11月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいることを証する書類
 - (4) 納税証明書の写し（道税（道が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと（道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと）並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）
 - (5) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等に係る証書の写し
 - (6) 印刷物の製造の場合は、工場内部見取図（別記第5号様式その2）及び機械器具設備状況一覧表（別記第5号様式その3）
 - (7) 印章の製造の場合は、機械器具設備状況一覧表（別記第5号様式その4）
 - (8) 次に掲げる場合は、申請をしようとする資格の種類に係る業種の営業を証する書類
 - ア 申請者が法人の場合で、第1号に掲げる登記事項証明書に申請をしようとする資格の種類に係る業種が具体的に記載されていないとき。
 - イ 申請者が個人の場合で、第1号に掲げる営業証明書が発行されないとき又は発行された営業証明書に申請をしようとする資格の種類に係る業種が具体的に記載されていないとき。
 - (9) 申請者が個人の場合は、従業員の賃金台帳（提示書類）
 - (10) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事に関するもの
 - (1) 建設業法第3条に規定する許可に係る書類
 - ア 建設業許可通知書の写し
 - イ 許可の更新時において既に許可を受けていた許可通知書の写し（許可の更新を行った場合に限る。）
 - ウ 建設業許可申請書営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第一号別紙二(1)又は(2)）の写し
 - (2) 建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し
 - (3) 第1号及び前号に掲げる書類の記載事項に変更がある場合は、当該変更事項を証する書面
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書付票（別記第6号様式）
 - (5) 申請者が法人の場合は登記事項証明書の写し、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書の写し
 - (6) 納税証明書の写し（道税（道が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと（道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと）並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）
 - (7) 一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事について申請する場合で、技術・社会的要素の審査を希望する者にあつては、技術・社会的要素審査項目申告書（別記第5号様式その6）
 - (8) 水産土木工事に関するものにあつては、作業船の保有を証する書類の写し（ただし、作業船を保有しない場合は提出を要しない。）
- 3 土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃及び造林に関するもの
 - (1) 前項第4号から第6号までに掲げる書類
 - (2) 事業経歴書（別記第2号様式）
 - (3) 土木施設物の設計に関するものにあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第5条に規定する登録に係る登録通知書の写し（建設コンサルタントの登録を受けていない場合

は、添付を要しない。)

- (4) 建築物の設計に関するものにあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の2に規定する登録申請書（登録担当行政庁又は指定事務所登録機関の受理済印のある申請書控えをいう。）の写し（登録の必要がない場合は、添付を要しない。）
- (5) 測量に関するものにあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5に規定する登録に係る登録通知書の写し
- (6) 地質調査に関するものにあつては、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第5条に規定する登録に係る登録通知書の写し（地質調査業者の登録を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (7) 技術資料作成に関するものにあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第5条に規定する登録に係る登録通知書の写し（補償コンサルタントの登録を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (8) 第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項に変更がある場合は、当該変更事項を証する書面
- (9) 申請をしようとする年の1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請をしようとする月の初日）の直前1年間に売上高を有していたことを証する書類及び申請者が個人の場合は従業員の賃金台帳の写し
- (10) 申請をしようとする年の1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいることを証する書類の写し（ただし、第3号から第7号に規定する登録を、上記期日の1年以上前から受けている場合は提出を要しない。）
- (11) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式）
 - ア 健康保険法第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法第7条の規定による届出

4 情報システムの開発に関するもの

- (1) 申請者が法人の場合は登記事項証明書の写し、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書の写し
- (2) 営業概要書（別記第3号様式）並びに前年及び前々年の開発システムの概要を記載した書面
- (3) 申請者が法人の場合は損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書
- (4) 申請者が個人の場合で、青色申告書を提出した者にあつては、損益計算書及び資産負債調の写し、その他の者にあつては、確定申告書の写し並びに営業収支及び資産負債の状況が明示されている書類
- (5) 納税証明書の写し（道税（道が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと（道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと）並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認定書の写し（情報セキュリティマネジメントシステムの認定を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (7) 情報システムの開発についての国際標準化機構（ISO）が作成した品質システム（ISO9000シリーズ）に係る公益財団法人日本適合性認定協会が認定した審査登録機関が発行する登録証の写し（情報システムの開発についてのISO9000シリーズの認証を取得していない場合は、添付を要しない。）
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾証の写し（プライバシーマークの通常使用権の許諾を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (9) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式）
 - ア 健康保険法第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法第7条の規定による届出

5 庁舎等清掃、庁舎等警備、庁舎等消防設備保守点検及びボイラー等運転操作に関するもの

- (1) 申請者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書
- (2) 技術者名簿（別記第4号様式その2（庁舎等警備に関するものにあつては、別記第4号様式その3））
- (3) 申請者が法人の場合は損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書
- (4) 申請者が個人の場合で、青色申告書を提出した者にあつては、損益計算書及び資産負債調の写し、その他の者にあつては、確定申告書の写し並びに営業収支及び資産負債の状況が明示されている書類
- (5) 納税証明書の写し（道税（道が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと（道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと）並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）

- (6) 庁舎等清掃に関するものにあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に規定する登録に係る登録証明書の写し
- (7) 庁舎等警備に関するものにあつては、警備業法（昭和47年法律第117号）第5条第2項に規定する認定証の写し、同法第9条及び第11条第1項並びに第40条及び第41条に規定する届出書（担当行政庁の受理済印のあるものに限る。）の写し及び資格審査申請時点において当該申請者が現に行っている警備業について損害保険会社との間に損害賠償責任保険契約を締結していることを証する書面の写し
- (8) 庁舎等消防設備保守点検に関するものにあつては、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士免状を有する者の当該免状の写し
- (9) ボイラー等運転操作に関するものにあつては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士免許、ボイラー整備士免許を有する者又は同法第76条に規定するボイラー技能講習を修了したものの当該免許証又は修了証の写し並びに消防法第13条の2に規定する危険物取扱者免状を有する者の当該免状の写し
- (10) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））
 - ア 健康保険法第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法第7条の規定による届出

6 その他の資格に関するもの

- (1) 申請者が法人の場合は登記事項証明書の写し、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書の写し
- (2) 納税証明書の写し（道税（道が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと（道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと）並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）
- (3) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等に係る証書の写し又は証明書。ただし、特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。
- (4) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））
 - ア 健康保険法第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法第7条の規定による届出
- (5) その他知事が必要と認める書類

7 申請者が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）であるときは、第1項から第6項までの規定によるほか、次に掲げる書類を添付させること。

- (1) 組合員（会員）名簿
- (2) 経済産業局長から官公需に係る適格組合証明を受けている場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 適格組合であることを証する書類
 - イ 別表第2第4の2(2)ただし書による場合にあつては、組合の指定する組合員（資格者又は申請者である者を除く。）に係る第1項及び第3項から第6項までの規定に定める書類
- (3) 第2項の資格に関するものであつて、別表第2第4の3の調整を希望するものにあつては、評定数値の調整に係る申出書（別記第5号様式その7）
- (4) 第1項及び第6項の資格に関するものにあつては、従業員名簿（別記第5号様式その1）及び当該従業員の賃金台帳の写し

8 申請者が会社以外の法人であるときは、第1項から第7項までの規定によるほか、次に掲げる書類を添付させること。ただし、申請者が中小企業組合等である場合は、第2号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 第1項、第3項及び第6項の資格に関するものにあつては、貸借対照表

9 申請者が共同企業体であるときは、当該共同企業体に係る協定書その他関係書類を添付させること。

10 申請者が行政書士に申請手続を代理させる場合にあつては、当該手続を委任する旨を明示した委任状を提出させること。

11 申請の際は、誓約書（別記第19号様式）を提出させること。

別表第2

競争入札参加資格審査方法書

第1 共通的審査事項

1 法的適性

- (1) 参加しようとする競争入札に付される事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (3) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない者の決定を受けた後、その決定に係る期間を経過しない者、及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

2 事業の経験又は従事年数

- (1) 事業の経験又は従事年数の算出は、申請をしようとする年の11月1日（別表第1の第2項及び第3項の資格に関するものにあつては申請をしようとする年の1月1日）を基準として行うものとする。ただし、随時の申請をする場合にあつては申請をしようとする月の初日を基準として行うものとする。
- (2) 個人営業の者が同一業種につき法人を設立した場合は、個人営業を開始した時点からの期間を通算した年数をもって当該法人の経験又は従事年数とみなすこと。
- (3) 企業が対等合併をした場合は、合併前における企業のうちの最低の経験又は従事年数に合併後の経験又は従事年数を加えた年数をもって、合併後の企業の経験又は従事年数とみなすこと。
- (4) 事業又は営業の譲渡があつた場合は、その譲渡を受けた者の経験又は従事年数をもって譲渡を受けた後における譲渡を受けた者の経験又は従事年数とする。ただし、譲渡をした者の経験又は従事年数が、譲渡を受けた者の経験又は従事年数を超えるときは、その差の2分の1に相当する期間を譲渡を受けた者の経験又は従事年数に加えた年数をもって譲渡を受けた者の経験又は従事年数とみなすこと。
- (5) 会社分割により事業の承継があつた場合は、その承継を受けた者の経験又は従事年数をもって承継を受けた後における承継を受けた者の経験又は従事年数とする。ただし、承継した者の経験又は従事年数が承継を受けた者の経験又は従事年数を超えるときは、その差の2分の1に相当する期間を承継を受けた者の経験又は従事年数に加えた年数をもって承継を受けた者の経験又は従事年数とする。

3 自己資本金

自己資本金は、払込済みの資本金の額によること。

4 従業員（職員）数

従業員数は、代表者、家族従業員等を含めた当該事業に従事するすべての者の人数によることとし、職員数は、代表者を含めない人数によること。

5 技術者数

法令の規定により免許、登録等を必要とするものにあつては、当該免許、登録等を受けている者の人数によること。

第2 社会保険等の加入状況に関する審査

1 健康保険

健康保険法第48条の規定による届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。

2 厚生年金保険

厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。

3 雇用保険

雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。

第3 共同企業体に係る審査

1 一般的適性

- (1) 共同企業体が資格者となろうとするときは、当該共同企業体の構成員のすべてが同一業種についての資格者であること。ただし、特別の事情がある場合は、異なる業種の資格者を構成員とすることができる。
- (2) その他知事が定める共同企業体としての要件を満たすものであること。

2 審査方法

- (1) 建設工事の場合における客観的要素の審査は、次により行うこと。
ア 共同企業体の経営規模は、当該共同企業体の構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び利益額のそれぞれの和とする。

イ 共同企業体の経営状況は、当該共同企業体の構成員の経営状況の評定の平均値による。

ウ 共同企業体の技術力は、当該共同企業体の構成員の技術職員の数及び年間平均元請完成工事高の和とする。

エ 共同企業体のその他の審査項目（社会性等）は、当該共同企業体の構成員のその他の審査項目の評定の平均値による。

- (2) 建設工事の場合における技術・社会的要素の審査は、当該共同企業体の構成員の工事施行成績に係る評定数値の平均値により行うこと。

第4 中小企業組合等に係る審査

1 一般的適性

(1) 営業（経験又は従事）年数が、資格者としての要件を具備するものであること。ただし、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき又は企業組合及び協業組合にあっては設立の際に資格者であった者が構成員の過半数を占めているときは、営業（経験又は従事）年数の要件を要しないものとする。

(2) 当該組合が受注及び履行管理を行うのに必要な職員（その履行に関し技術的管理を必要とするものにあつては、技術職員を含む。）を確保していること。

2 審査方法

(1) 建設工事の場合における審査方法

ア 中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び協業組合（以下「協同組合等」という。）の客観的要素の審査は、当該組合員について算出した数値を使用すること。ただし、3の調整を希望する者にあつては、当該組合について算出した数値と当該組合の組合員（上位2分の1以内の資格者又は申請者である組合員をいい、端数の生じるときは切り捨てる。）ごとに算出されたものの平均値のいずれか有利な数値を使用すること。

イ 協同組合等の技術・社会的要素の審査は、当該組合を一つの単位として算出すること。

(2) 建設工事に係るもの以外の場合における審査方法

中小企業組合等の審査にあつては、契約実績、自己資本額、従業員（職員）数、営業（経験又は従事）年数等は、それぞれ当該組合の契約実績、自己資本額、従業員（職員）数、営業（経験又は従事）年数等によること。ただし、中小企業組合等のうち、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有する組合の審査にあつては、次によることができる。

ア 契約実績、自己資本額、従業員（職員）数等については、当該組合における契約実績等に、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）に係る契約実績等を加えた合計値によること。

イ 営業（経験又は従事）年数等の数値は、当該組合における数値と、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）の数値の平均値（端数の生じるときは切り捨てる。）によること。

3 調整

建設工事の場合における協同組合等の格付は、当該組合における組合員の結合の度合及び能力の適合性等を勘案の上、評定数値の20パーセントの範囲内において、直近上位等級になるよう調整することができる。

第5 建設工事に係る競争入札参加資格格付のための審査

1 格付に係る審査項目及び基準

(1) 客観的要素の審査項目及び基準

客観的要素の審査項目及び基準は、平成20年1月31日国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の定めるところによるものとし、当該審査項目及び基準に基づき、客観的要素の評定数値を算出するものとする。ただし、評点のうちX1評点においては、経営事項審査により算出された年間平均完成工事高のうち、道の競争入札参加資格の種類に対応する建設業許可業種に係る完成工事高の合計により算出された点数とし、また、Z評点は、経営事項審査により算出された点数のうち、資格の種類に対応する許可業種の最高点とする。

(2) 技術・社会的要素の審査項目及び基準

ア 技術・社会的要素の審査項目は次の項目とする。

(ア) 工事施行成績（北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）第4の規定により評定した工事施行成績をいう。以下同じ。）

(イ) 表彰（北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に定める表彰をいう。）

(ウ) 働き方改革推進企業認定

(エ) 高齢年齢継続雇用対策、女性の活躍支援及び障がい者の就労支援

(オ) 季節労働者通年雇用対策

- (カ) 担い手の確保
- (キ) 人材育成
- (ク) 地域貢献活動等
- (ケ) 環境への取組
- (コ) 安全・安心への貢献

イ 工事施行成績の審査基準

定期の申請による資格の審査を行う年の前年及び前々年に完成した、審査対象となる資格の種類に係る工事施行成績評定点の平均値及び500万円以上の工事における履行実績を、次の算式によって計算した数値を評定数値とする。

なお、工事施行成績評定結果がない者は、評定数値を0点とする。

算式：評定数値 = $G \times (a - b) \times k$

a：審査対象となる資格の種類に係る工事施行成績の平均値（小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てる。）

b：成績評定原点数値（建築工事、電気工事及び管工事は65とし、その他は70とする。）

G：反映係数（建築工事、電気工事及び管工事は3とし、その他は4とする。）

k：補正率 = $(c_1 + c_2) + 0.2 \times \sqrt{d} + 1.0$ で算出した値（少数第3位以下に端数がある場合はこれを四捨五入する。）

c_1 ：履行件数の補正係数（表1の履行件数に応じた値）
（表1）

履行件数	補正係数 (c_1)
5以下	0.00
6～10	0.02
11～15	0.04
16以上	0.06

c_2 ：工事価格帯補正係数（審査対象となる資格の種類ごとに表2の係数を工事価格帯ごとの履行件数に乘じ、その総和を総履行件数で除した値。ただし、少数第3位以下に端数がある場合はこれを四捨五入する。）

（表2）

資格の種類	工事価格	係数
一般土木	7,000万円以上	0.00
	3,500万円以上7,000万円未満	0.02
	3,500万円未満	0.04
舗装	6,000万円以上	0.00
	6,000万円未満	0.02
建築	10,000万円以上	0.00
	4,000万円以上10,000万円未満	0.02
	4,000万円未満	0.04

電気	2,000万円以上	0.00
	700万円以上2,000万円未満	0.02
	700万円未満	0.04
管	2,500万円以上	0.00
	800万円以上2,500万円未満	0.02
	800万円未満	0.04
農業土木	7,000万円以上	0.00
	3,500万円以上7,000万円未満	0.02
	3,500万円未満	0.04
水産土木	6,000万円以上	0.00
	3,500万円以上6,000万円未満	0.02
	3,500万円未満	0.04
森林土木	5,500万円未満	0.00
	2,500万円以上5,500万円未満	0.02
	2,500万円未満	0.04

ただし、 c_1 及び c_2 に係る履行件数については、前年及び前々年に完成した工事件数を対象とする。

d：前年及び前々年に完成した、審査対象となる資格の種類に係る工事の実績額（多年度にわたる工事は各年度の支払額を実績額とする。）（単位は億円とし、少数第3位以下に端数がある場合はこれを四捨五入する。）

また、評定数値の上限値は240点とし、下限値は0点とする。

ウ 表彰の審査基準

定期の申請による資格の審査を行う年の前年及び前々年に決定した次の各項目の表彰に関し、当該各項目に定める点数を付与することができる。ただし、次の項目により付与する点数の合計は20点を上限とし、次の(イ)の表彰が複数回対象となる場合にあっても当該(イ)に定める点数に限り付与するものとする。

- (ア) 審査担当部の優良業者等選考委員会が選考する表彰 選考を行う審査担当部が審査する資格の種類につき20点
- (イ) 道の建設管理部工事優良企業選考委員会が選考する表彰 10点

エ 働き方改革推進企業認定の審査基準

申請書を提出する日において、北海道働き方改革推進企業認定制度実施要綱（平成31年3月15日雇労第1287号）（以下「働き方要綱」という。）の別表第2における認定を受けている者については次の各項目に定める点数を付与することができる。

- (ア) ゴールド認定又はシルバー認定を受けている者 12点
- (イ) ブロンズ認定を受けている者 10点
- (ウ) ホワイト認定を受けている者 5点

オ 高年齢継続雇用対策、女性の活躍支援及び障がい者の就労支援の審査基準

- (ア) 高年齢継続雇用対策については、申請書を提出する日において、働き方要綱の別表第1における評

価基準6号又は8号に該当がある者については2点を付与することができる。

- (イ) 女性の活躍支援については、申請書を提出する日において、働き方要綱の別表第1における評価基準1号又は2号に該当がある者に3点を付与することができる。
- (ウ) 障がい者の就労支援については、申請書を提出する日において、働き方要綱の別表第1における評価基準7号又は9号に該当がある者については3点を付与することができる。

カ 季節労働者通年雇用対策の審査基準

「季節労働者通年雇用化申告制度について」（平成16年12月10日雇対第902号）による評価を受け申告した者については10点を付与する。

キ 担い手の確保の審査基準

「担い手の確保申告要領の制定について」（平成26年11月20日建管第1638号）により申告した者については12点を付与する。

ク 人材育成の審査基準

「人材育成申告要領の制定について」（平成30年11月27日建管第1073号。以下「人材要領」という。）により申告した者については次の各項目に定める点数を付与することができる。ただし、当該各項目においてそれぞれ該当する事項が複数ある場合であっても、当該各項目ごとに定める点数を上限とする。

- (ア) 人材要領3（1）に該当する者 5点
- (イ) 人材要領3（2）に該当する者 5点

ケ 地域貢献活動等の審査基準

「地域貢献活動等申告要領の制定について」（平成30年11月27日建管第1074号）により申告した者については3点を付与する。

コ 環境への取組の審査基準

申請をしようとする年の1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請をしようとする月の初日）において、次の各項目に定める環境マネジメントシステムの認証を取得している者については、当該各項目に定める点数を付与することができる。ただし、次の項目により付与する点数の合計は3点を上限とする。

- (ア) 一般財団法人持続性推進機構からエコアクション21の認証を取得している者 3点
- (イ) 一般社団法人北海道商工会議所連合会エイチ・イー・エス推進機構から北海道環境マネジメントシステムスタンダードの認証を取得している者 3点

サ 安全・安心への貢献の審査基準

「安全・安心への貢献申告要領の制定について」（平成20年12月1日建情第918号。以下「安全要領」という。）により申告した者については次の各項目に定める点数を付与することができる。ただし、当該各項目においてそれぞれ該当する事項が複数ある場合であっても、当該各項目ごとに定める点数を上限とする。

また、当該項目の(イ)及び(ウ)により付与する点数の合計は10点を上限とし、(エ)、(オ)及び(カ)により付与する点数の合計は30点を上限とする。ただし、(オ)及び(カ)の重複付与はできないものとする。

- (ア) 安全要領3（1）に該当する者 20点
- (イ) 安全要領3（2）アに該当する者 10点
- (ウ) 安全要領3（2）イに該当する者 10点
- (エ) 安全要領3（3）アに該当する者 30点
- (オ) 安全要領3（3）イに該当する者 10点
- (カ) 安全要領3（3）ウに該当する者 5点

シ 申請者は前記エからシまでについては、技術・社会的要素審査申告書（別記第5号様式その6）により申請することとする。

(3) 技術・社会的要素の評定数値

技術・社会的要素の評定数値は、技術・社会的要素に係る各審査項目の評定数値と付与点数の和とする。

2 総合評定数値

建設工事に係る競争入札参加資格格付のための総合評定数値は、客観的要素の評定数値と技術・社会的要素の評定数値との和とする。

3 対応工事の予定価格

前項により格付された等級に対応する工事予定価格は、次のとおりとする。

なお、一般土木工事におけるA1及びA2の区分の取扱いについては、建設部長が別に定める手続によるものとする。

種別	一般土	舗装	建築	電気	農業土	水産土	森林土
----	-----	----	----	----	-----	-----	-----

等級	区分	木工事	工 事	工 事	工 事	管工事	木工事	木工事	木工事
		A1	10,000 万円以上						
A	A2	25,000 万円未満 7,000 万円以上	6,000 万円以上	10,000 万円以上	2,000 万円以上	2,500 万円以上	7,000 万円以上	6,000 万円以上	5,500 万円以上
		7,000 万円未満 3,500 万円以上	6,000 万円未満	10,000 万円未満 4,000 万円以上	2,000 万円未満 700 万円以上	2,500 万円未満 800 万円以上	7,000 万円未満 3,500 万円以上	6,000 万円未満 3,500 万円以上	5,500 万円未満 2,500 万円以上
C		3,500 万円未満		4,000 万円未満	700 万円未満	800 万円未満	3,500 万円未満	3,500 万円未満	2,500 万円未満

注 A 1 に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2 以上の総合振興局及び振興局の所管区域において契約履行が可能である者とし、A 2 に区分する者は、A 1 に区分する者以外の者とする。

4 対応工事の予定価格の特例

特に必要がある場合は、別に定めるところにより、前項によらないことができるものとする。

5 格付基準の作成

審査担当部長等は、格付のための総合評定数値により各申請者の格付の決定をしようとするときは、総合評定数値の分布、各等級の構成比、工事予定価格帯及び工事量等を勘案の上、格付基準を作成するものとする。この場合において審査担当部長等は、工事種類間における調整に留意しなければならない。

別表第3

競争入札参加資格変更審査申請書等の添付書類

1 競争入札参加資格変更審査申請書の添付書類

- (1) 資格者の営業について相続があったときは、当該相続を証する書面のほか、次のアからウまでに定める書類
 - ア 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事に関する資格については、別表第1第2項第1号に掲げる書面
 - イ 測量に関する資格については、別表第1第3項第5号に掲げる書面
 - ウ ア及びイに掲げる資格以外の資格については、当該相続をした者に係る市区町村長が発行する身分証明書の写し
 - (2) 資格者である企業と他の企業との合併があったときは、合併された企業が法人の場合は当該法人の解散登記に係る登記事項証明書の写し（解散登記が未了のときは、当該合併に係る総会議事録又は意思決定を示す文書の写し）、当該合併に係る契約書の写し並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年9月1日公正取引委員会規則第1号）第7条第1項に規定する届出受理書（以下「届出受理書」という。）の写し、個人の場合は当該合併を証する書面とともに、合併後存続し、又は新設した法人に係る別表第1に掲げる書面
 - (3) 事業又は営業について譲渡があったとき
 - ア 譲渡を受けた者が資格者である法人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び届出受理書の写し並びに当該譲渡に関し登記を必要とするものにあつては登記事項証明書の写し
 - イ 譲渡を受けた者が資格者である個人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し
 - ウ 譲渡を受けた者が資格を有しない者である場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び届出受理書の写し並びに別表第1に掲げる書面
 - (4) 会社分割により事業の承継があったとき
 - ア 承継した者が資格者である法人の場合は、新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し、事業の承継に係る登記事項証明書の写し（分割登記未了の場合は総会議事録又は意思決定を示す文書の写し）及び届出受理書の写し
 - イ 承継した者が資格を有しない法人である場合は、新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し、事業の承継に係る登記事項証明書の写し（分割登記未了の場合は総会議事録又は意思決定を示す文書の写し）及び届出受理書の写し並びに別表第1に掲げる書面
 - (5) 資格者である共同企業体の構成員に相続、合併、譲渡又は会社分割があったとき
相続、合併、譲渡又は会社分割により事業又は営業の移転があった構成員が審査担当部長に提出した競争入札参加資格変更審査申請書の写し及び共同企業体協定書
 - (6) 建設工事の資格を有する者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたとき
 - ア 更生手続開始の決定書の写し又は再生手続開始の決定書の写し
 - イ 別表第1第2項に掲げる書面
 - (7) 中小企業組合等である資格者がその構成員を変更したとき
 - ア 組合員が脱退した場合は、当該脱退を証する書面
 - イ 新規に加入した組合員がある場合は、当該加入を証する書面
 - (8) 行政書士に変更申請手続を代理させるときは、その旨を明示した委任状
 - (9) 変更審査申請をするときは、誓約書（別記第19号様式）を添付すること。
- #### 2 競争入札参加資格関係事項変更届の添付書類
- (1) 名称又は商号に変更のあったときは、当該変更に係る登記事項証明書の写し又は当該変更を証する書面
 - (2) 法人の代表者に変更のあったときは、当該変更に係る登記事項証明書の写し又は当該変更を証する書面
 - (3) 住所に変更のあったときは、資格者が法人の場合は当該変更に係る登記事項証明書の写し又は当該変更を証する書面、個人の場合は住民票の写し、営業証明書の写しその他の当該変更を証する書面
 - (4) 組織に変更のあったときは、当該変更に係る登記事項証明書の写し又は当該変更を証する書面及び知事が必要と認める書類
 - (5) 資格者の許可、登録等に関する事項に変更があったときは、当該変更を証する書面
 - (6) 法令による免許等を有する道内勤務の技術者に変更のあったときは、技術者名簿
 - (7) 行政書士に届出を代理させるときは、その旨を明示した委任状

別記

競争入札参加排除基準

第1 競争入札に参加させない期間の基準

政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととする期間は、次の表のとおりとする。

参加排除要件	参加排除の期間
(1) 政令第167条の4第2項第1号に該当する場合	当該認定をした日から2年以上3年以内
(2) 政令第167条の4第2項第2号に該当する場合	当該認定をした日から1年6箇月以上3年以内
(3) 政令第167条の4第2項第3号に該当する場合	当該認定をした日から1年以上3年以内
(4) 政令第167条の4第2項第4号に該当する場合	当該認定をした日から1年6箇月以上3年以内
(5) 政令第167条の4第2項第5号に該当する場合	当該認定をした日から1年以上3年以内
(6) 政令第167条の4第2項第6号に該当する場合	当該認定をした日から2年以上3年以内
(7) 政令第167条の4第2項第7号に該当する場合	代理人、支配人その他の使用人について決定された前各号の期間の残存期間

第2 競争入札に参加させない場合の例示

第1の表の各号に該当する場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

(1) 政令第167条の4第2項第1号の場合

- ア 工事用資材等につき、設計書、仕様書等で指定されたもの以外の粗悪な品質のものを故意に使用した場合
- イ 工事用原材料等につき、故意に粗雑にしたと認められる場合
- ウ 工事現場に搬入された検査済材料を故意に変更して使用した場合
- エ 納品すべき物件につき、故意に粗悪な品質のものを混入させ、又は数量を偽った場合
- オ 役務の提供につき、故意に粗雑にしたと認められる場合
- カ その他これらに類する行為があったと認められる場合

(2) 政令第167条の4第2項第2号の場合

- ア 偽計又は威力をもって競争入札の公正な執行を妨げ、公訴を提起された場合
- イ 競争入札において公正な価格の成立を妨げ、公訴を提起された場合
- ウ 競争入札において不正の利益を得る目的をもって連合し、公訴を提起された場合
- エ その他これらに類する事実があったと認められる場合

(3) 政令第167条の4第2項第3号の場合

- ア 落札者が契約書その他これに類する書面を作成することを妨げ、又は契約保証金を納付すること等を妨げた場合
- イ 偽計又は威力をもって契約者の当該契約の履行着手及び履行等を妨げた場合
- ウ 正当な理由がなく契約の履行場所への侵入路その他土地の使用等について制限をする等により契約の履行を妨げた場合
- エ その他これらに類する行為があったと認められる場合

(4) 政令第167条の4第2項第4号の場合

- ア 偽計又は威力をもって監督員又は検査員の職務の執行を妨げた場合
- イ その他これに類する行為があったと認められる場合

(5) 政令第167条の4第2項第5号の場合

- ア 落札者が契約を締結しない場合（別に定めるところにより指名停止を行うものを除く。）
- イ 業者の責めに帰すべき理由により契約を解除された場合
- ウ 公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人が工事の完成を請求された場合
- エ その他これらに類する事実があったと認められる場合

(6) 政令第167条の4第2項第6号の場合

- ア 概算契約（契約の履行後に収支精算書を徴して契約金額を確定する委託契約など契約後に精算して額を確定する契約をいう。）において、故意に虚偽の精算等を行い、過大な額を請求した場合
- イ その他これに類する行為があったと認められる場合

第3 基準運用の原則

- 1 資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、第1の表の各号のうち、二以上の事項に該当するときは、当該各号に定める期間の長期及び短期のうち、最も長いものをもってそれぞれ長期及び短期とする。
- 2 資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、政令第167条の4第2項の規定に該当し、かつ、要領第3第8項第1号の規定に基づく指名停止基準に該当する場合は、政令第167条の4第2項の規定を優先して適用するものとする。
- 3 資格者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当した場合は、当該資格者を構成員とする共同企業体について、政令第167条の4第2項の規定を適用するものとする。

また、資格者が共同企業体の場合であって、当該共同企業体が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当した場合は、当該共同企業体及び当該共同企業体の構成員全員（政令第167条の4第2項の規定に該当した行為に関し、明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）について政令第167条の4第2項の規定を適用するものとする。

別記様式（最終改正 令和元年6月24日局財指第150号）

別記第1号様式その1	競争入札参加資格審査申請書（物品の購入等、物品の賃貸借）
別記第1号様式その2	競争入札参加資格審査申請書（建設工事等）
別記第1号様式その3	競争入札参加資格審査申請書（林産物売払い）
別記第1号様式その4	競争入札参加資格審査申請書（船 舶）
別記第1号様式その5	削 除
別記第1号様式その6	削 除
別記第1号様式その7	競争入札参加資格審査申請書（情報システムの開発）
別記第1号様式その8	競争入札参加資格審査申請書（庁舎等清掃等）
別記第1号様式その9	削 除
別記第1号様式その10	削 除
別記第1号様式その11	削 除
別記第2号様式	事業経歴書
別記第3号様式	営業概要書
別記第4号様式その1	削 除
別記第4号様式その2	技術者名簿
別記第4号様式その3	技術者名簿
別記第5号様式その1	従業員名簿
別記第5号様式その2	工場内部見取図
別記第5号様式その3	機械器具設備状況一覧表
別記第5号様式その4	機械器具設備状況一覧表
別記第5号様式その5	削 除
別記第5号様式その6	技術・社会的要素審査項目申告書
別記第5号様式その7	評定数値の調整に係る申出書
別記第6号様式	競争入札参加資格審査申請書付票
別記第7号様式	削 除
別記第8号様式その1	削 除
別記第8号様式その2	削 除
別記第9号様式	削 除
別記第10号様式その1	競争入札参加資格審査結果通知書
別記第10号様式その2	競争入札参加資格審査結果通知書
別記第10号様式その3	競争入札参加資格審査結果通知書
別記第10号様式その4	競争入札参加資格審査結果通知書
別記第11号様式その1	競争入札参加資格変更審査申請書
別記第11号様式その2	競争入札参加資格関係事項変更届
別記第12号様式	競争入札参加資格変更審査結果通知書
別記第13号様式	削 除
別記第14号様式その1	削 除
別記第14号様式その2	削 除
別記第15号様式	削 除
別記第16号様式	競争入札参加排除該当者報告書
別記第17号様式その1	競争入札参加排除決定通知書
別記第17号様式その2	競争入札参加資格消滅通知書
別記第18号様式	競争入札参加資格消滅通知書
別記第19号様式	誓約書
別記第20号様式	社会保険等適用除外申出書